

S検マネジャー3級テキスト 訂正箇所一覧

【テキスト① 人の育成と活用】

該当箇所	訂正前	訂正後
P8 ②の6行目	クリンリネス	ク レ ンリネス
P15 (1)の①3行目	原始的には、お客様と～	<u>各店舗では</u> 、お客様と～
P16 (2)の①	(以下文章に全て差し替え) 最近では健康と食に関するテレビ番組に消費者は敏感です。このために日ごろから料理番組などテレビで放映されている内容をチェックすることが重要です。	
P19 ページ中部	(58)人のマネジメントの～	(1)人のマネジメントの～
P77 (2)	(下記<※1>に全て差し替え)	
P80 4行目	月回2回	月2回

<※1>

(2)パートタイマーと社会保険

①雇用保険

雇用保険については次の条件の両方を満たした場合は、パートタイマーは一般被保険者となります。

(平成24年4月現在)

- A. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- B. 31日以上雇用される見込みであること。

②健康保険

パートタイマーが健康保険・厚生年金保険が適用されるかどうかは、次の要件によります。

1日あたりの労働時間	1ヶ月あたりの労働日数	健康保険・厚生年金保険
正社員の概ね3/4以上	正社員の概ね3/4以上	適用
正社員の概ね3/4以上	正社員の概ね3/4未満	強制適用の義務はない
正社員の概ね3/4未満	正社員の概ね3/4以上	
正社員の概ね3/4未満	正社員の概ね3/4未満	

【テキスト② 商品管理と販売の実務】

該当箇所	訂正前	訂正後
P131 冒頭	(この章に記載してある内容は2005年5月1日現在のものです)	(この章に記載してある内容は 2012年3月 現在のものです)
P131 下部欄外	(注5) 大豆、ジャガイモ、とうもろこし、なたね、綿実の5品	(注5) 大豆、ジャガイモ、とうもろこし、なたね、綿実、 アルファルファ、てん菜、パパイアの8品
P135 右下枠内	(アレルギー表示の部分) 特定24品目(省令5品目は義務)～	(アレルギー表示の部分) 特定 25 品目(省令 7 品目は義務)～
P136 右下枠内	(アレルギー表示の部分) 特定24品目(省令5品目は義務)～	(アレルギー表示の部分) 特定 25 品目(省令 7 品目は義務)～
P143 (10)	<p>(以下文章に全て差し替え)</p> <p>(10)特別栽培農産物表示ガイドライン(平成19年4月改正)</p> <p>イ.「節減対象農薬」とは従前の「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものと定める。</p> <p>ロ. 化学肥料は窒素成分の節減が一括表示欄で明確に示されていることから、セット表示欄での資材名や用途の表示は任意とする。</p> <p>ハ. 節減対象農薬の使用状況の表示が容器、包装または票片に表示できない場合は、インターネットなどで情報提供することとし、情報の入手方法が表示されていれればいいこととする。</p>	

【テキスト③ 計数管理(売場の数字)】

該当箇所	訂正前	訂正後
P41 下から2行目	売上原価＝期末原価在庫高+ 期中仕入原価高－期末原価在庫高	売上原価＝期 首 原価在庫高+ 期中仕入原価高－期末原価在庫高